

平成30年度中小企業融資制度資金改正内容

趣旨・目的

平成30年度の長野県中小企業融資制度については、AI・IoT・ロボット等の技術革新や世界的な電気自動車（EV）シフト等への対応、創業・事業承継の更なる促進、小規模企業の成長・発展に必要な設備投資の誘発を図るため、資金メニューの創設・拡充を実施します。

主な改正内容

(1) 信州創生推進資金（小規模企業向け）

成長・発展を目指す小規模企業の方を支援するためのメニューを新設します。

区分	新設
貸付対象者	事業発展や拡大を目指す小規模企業の方 (小規模企業者：従業員が20名（商業・サービス業5名）以下の企業)
貸付限度額	【設備・運転】2,000万円
貸付利率	年1.9%
貸付期間	【設備・運転】5年以内（うち据置6月以内）
信用保証料	県・市町村補助により0.44%以内

(2) 信州創生推進資金（事業展開向け）※下線部改正箇所

- ・AI・IoT・ロボットの研究開発や導入による生産性向上を図ろうとする方を対象に追加し、金利を引き下げます（1.7% → 1.4%）。
- ・事業承継後の成長を促進するために、事業承継後5年未満の方を対象に追加します。

区分	改正	現行
貸付対象者	(追加) ・「AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方」 ・「AI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方」 ・「事業承継後5年未満で当該事業により事業拡大を行おうとする方」	・新しい技術・製品・サービス等の研究開発や事業展開 ・事業転換又は新分野進出による経営の多角化 ・既存事業の譲り受け（事業承継）などに取り組む方
貸付限度額	【設備】1億5,000万円 【運転】3,000万円	
貸付利率	年1.7%（事業承継者 年1.1%、 AI・IoT・ロボット関連 年1.4%）	年1.7%（事業承継者 年1.1%）
貸付期間	【設備】10年以内 うち土地・建物等 15年以内（うち据置1年以内） 【運転】7年以内（うち据置1月以内）	
信用保証料	県・市町村補助により0.44%以内	

(3) 信州創生推進資金（地域活性化向け）※下線部改正箇所

「長野県食品製造業振興ビジョン」に規定する「からだに優しい食品」（機能性表示食品など）を製造する方を対象に追加し、金利を引き下げます（1.7% → 1.4%）。

区 分	改 正	現 行
貸付対象者	(追加) ・「からだに優しい食品」を製造する方	・商店街の空き店舗に出店する方 ・伝統的工芸品等を製造する方 ・観光施設の整備をする方 ・高齢者等に配慮した設備を整備する方
貸付限度額	【設備】 1億5,000万円 【運転】 3,000万円	
貸付利率	年1.7% (長野県伝統的工芸品及び「からだに優しい食品」 年1.4%)	年1.7% (長野県伝統的工芸品 年1.4%)
貸付期間	【設備】 10年以内 うち土地・建物等 15年以内 (うち据置1年以内) 【運転】 7年以内 (うち据置1年以内)	
信用保証料	県・市町村補助により0.44%以内	

(4) 信州創生推進資金 (次世代産業向け) ※下線部改正箇所

- ・EVシフト等への対応を支援するため、次世代自動車関連産業にかかる製品を製造する方を新規参入後の年数を問わず対象に追加します。
- ・再生可能エネルギー発電業を「資金回収開始までに相応の期間を要する方」に追加します。

区 分	改 正	現 行
貸付対象者	下記対象分野へ、これから進出する方及び進出後5年未満の方 (航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方は進出後の年数を問わず貸付対象者とします)	下記対象分野へ、これから進出する方及び進出後5年未満の方 (航空宇宙産業に係る製品を製造する方は進出後の年数を問わず貸付対象者とします)
対象分野	「環境・エネルギー関連分野」、「健康・医療関連分野」、「次世代交通関連分野」	
貸付限度額	【設備】 1億円 【運転】 3,000万円 貸付対象者のうち、資金回収開始までに相応の期間を要する方* 【設備】 1億5,000万円 【運転】 5,000万円	
貸付利率	年1.4%	
貸付期間	【設備】 10年以内 うち土地・建物等 15年以内 (うち据置2年以内) 【運転】 7年以内 (うち据置1年以内) 貸付対象者のうち、資金回収開始までに相応の期間を要する方* 【設備】 15年以内 うち土地・建物等 18年以内 (うち据置5年以内) 【運転】 12年以内 (うち据置5年以内)	
信用保証料	県・市町村補助により0.44%以内	

※「資金回収開始までに相応の期間を要する方」とは、航空宇宙産業、医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器製造業、再生可能エネルギー発電業に限ります。

(5) 信州創生推進資金 (創業支援向け) ※下線部改正箇所

創業の更なる促進に向け、貸付限度額及び自己資金不要で利用できる金額を拡大します。

区 分	改 正	現 行
貸付対象者	「新規開業予定者」「新規開業者」に該当し、事業資金を必要とする方	
貸付限度額	【設備】 3,500万円 【運転】 2,000万円 「新規開業予定者」に該当し、創業関連保証を利用する場合は、自己資金不要で2,000万円まで利用可能	【設備】 3,000万円 【運転】 1,500万円 「新規開業予定者」に該当し、創業関連保証を利用する場合は、自己資金不要で1,000万円まで利用可能
貸付利率	年1.1%	
貸付期間	【設備】 10年以内(うち据置1年以内) 【運転】 5年以内(うち据置1年以内)	
信用保証料	県・市町村補助により0.44%以内(創業関連・創業等関連保証を利用する場合自己負担無し)	

(6) 経営者保証ガイドラインへの対応

経営者保証ガイドラインに基づく融資を促進するため、保証協会と連携し、条件を満たした場合に「連帯保証人なし」による利用を可能とします。

■■ 問い合わせ先 ■■■

地域振興局の商工観光課

URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/kinyu/chusyo-yushi/index.html>

E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp